

「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」 の見直し（案）

仙台市では、駐輪需要への対応や路上への無秩序な駐輪の防止を図るため、昭和62年に「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」（以下「附置義務駐輪場条例」という。）を制定しています。

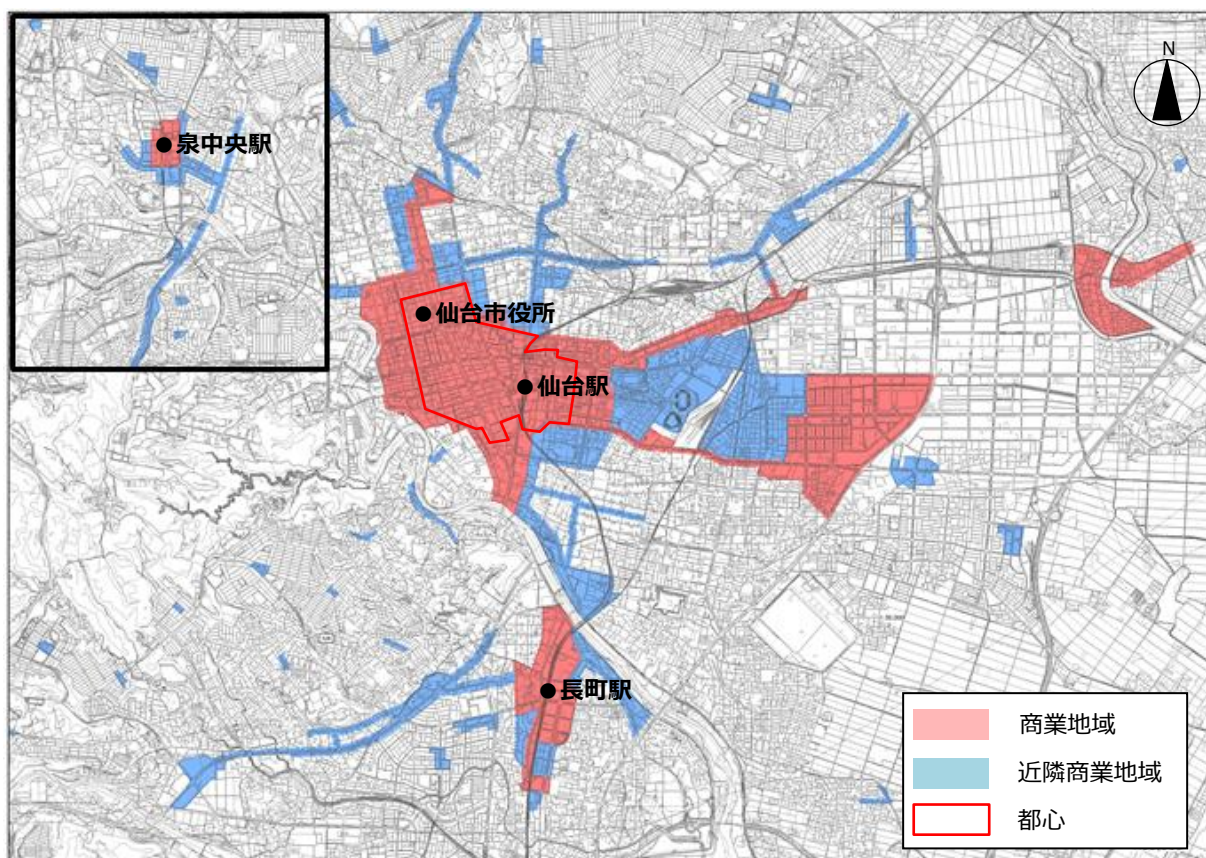
附置義務駐輪場条例では、商業地域及び近隣商業地域において一定規模以上の建築を行う事業者に対して、自転車等駐車場施設の附置を義務付けています。

このたび、近年の利用実態等を踏まえ、都心再構築に資するまちづくりや附置義務駐輪場の利用を促進することを目的とし、附置義務の台数等について見直しを検討しておりますので、市民の皆さまからのご意見を募集します。

1. 現行条例の概要

（1）指定区域

都市計画法に規定する商業地域及び近隣商業地域。



※上図の範囲外においても、商業地域や近隣商業地域であれば条例が適用されます。

(2) 対象建築物及び自転車等駐車場の義務付け台数

◆ 自転車等駐車場の附置

建築物の用途と床面積に応じて、附置義務台数を算定します。

指定区域	施設用途名	対象建築物の規模 (用途床面積)	義務付け台数の 基準
商業地域 近隣商業地域	① 小売店舗	400 m ² 超	20 m ² 毎に1台
	② 銀行等	500 m ² 超	25 m ² 毎に1台
	③ 遊技場、映画館	300 m ² 超	15 m ² 毎に1台
	④ 専修学校等	600 m ² 超	30 m ² 毎に1台
	⑤ 事務所	2,000 m ² 超	100 m ² 毎に1台

※用途床面積が5,000 m²を超える部分の義務付け台数は、上表で算定した台数の二分の一とする。

施設用途とは、駐輪需要を生じさせる程度が大きい用途として、条例施行規則で規定している以下の用途のことをいいます。

- ①小売店舗
- ②銀行その他これに類するもの
【長期信用銀行、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合】
- ③遊技場、映画館
- ④専修学校その他これに類するもの
【学校教育法に規定する各種学校その他文化又は体育に関する講習等を行う教室】
- ⑤事務所（規則で定めるものを除く。）
【上記①から④の事務所以外の用途に属する事務所】

(3) 自転車等駐車場の位置及び利用方法の表示

利用者が容易に利用できるよう、位置及び利用方法を表示することとしています。

(4) 車種別の台数割合

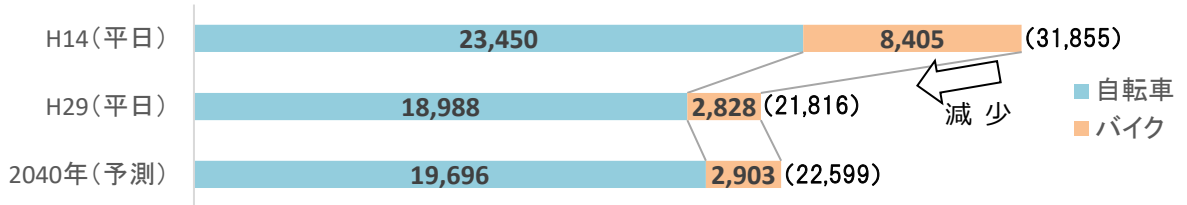
自転車等駐車場の車種別の台数割合は、自転車 50%、原動機付自転車 40%、自動二輪車 10% としています。

2. 見直しの背景

(1) 都心への自転車とバイクによる来訪者の減少

都心を目的地とする自転車とバイクのトリップ（※）数は、大きく減少しました。将来的には、現在より若干の増加にとどまるものと予測しています。

【都心を目的地とする自転車・バイクのトリップ数の推移】

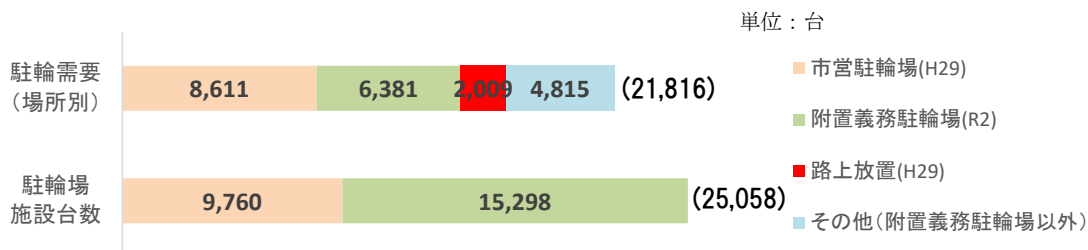


第5回仙台都市圏パーソントリップ調査より

※トリップとは、交通をとらえる単位で、ある目的をもった、出発地から目的地までの移動のことをいいます。

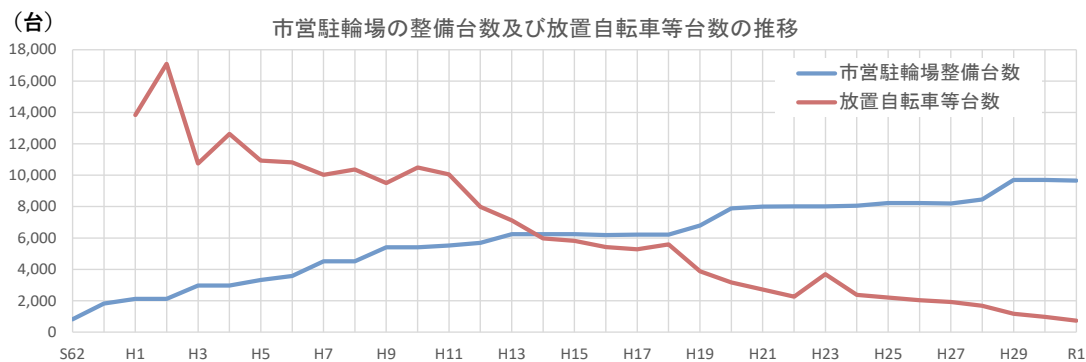
(2) 都心における駐輪場台数の増加と放置自転車等の減少

都心における駐輪場の整備により、総量については充足しています。



附置義務駐輪場実態調査、市営駐輪場利用実績、放置自転車等実績より

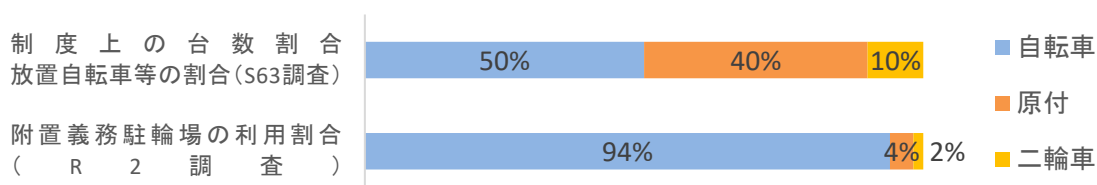
駐輪場の整備と、啓発活動の効果により、放置自転車は着実に減少しています。



市営駐輪場整備実績、放置自転車等実績より

(3) 自転車・原動機付自転車・自動二輪車の利用比率の変化

都心における駐輪場の車種別利用状況は、利用割合が大きく変化しています。



附置義務駐輪場実態調査、放置自転車等実績より

3. 見直し内容

項目 1 大規模施設の義務付け台数算定基準の引き下げ

都心における近年の駐輪需給を考慮し、大規模施設の義務付け台数の算定基準を引き下げます。なお、設定にあたっては、附置義務駐輪場実態調査（令和2年度）と「第5回仙台都市圏パーソントリップ調査」（平成29年度）の結果等に基づき、附置義務台数を見直します。

◆ 大規模施設の義務付け台数算定基準		
【現行】		【見直し後】
施設用途名	対象建築物の規模と低減率（用途面積）	対象建築物の規模と低減率（用途面積）
①小売店舗	5,000㎡を超える部分は台数を1/2	1,000㎡を超え5,000㎡以内の部分は台数を1/2 5,000㎡を超え10,000㎡以内の部分は台数を1/4 10,000㎡を超える部分は台数を0【上限】
②銀行等		
③遊技場、映画館		
④専修学校等		※変更なし
⑤事務所		

※混合用途施設の場合は、各用途の面積を合計した面積に上表の面積区分（1,000㎡を超え5,000㎡以内等）を適用。

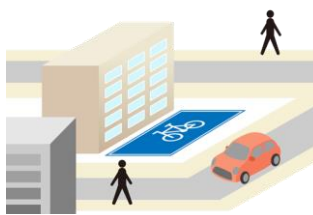
(例) 用途面積 15,000㎡ の小売店舗の義務付け台数（P2 小売店舗 20㎡毎に1台）

【現行】

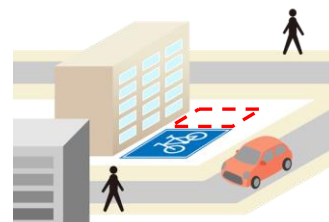
5,000㎡までの部分 $5,000 \div 20 = 250$ 台
 5,000㎡を超える部分 $10,000 \div 20 \times 1/2 = 250$ 台
 合計 500 台

【見直し後】

1,000㎡までの部分 $1,000 \div 20 = 50$ 台
 1,000㎡を超え5,000㎡までの部分 $4,000 \div 20 \times 1/2 = 100$ 台
 5,000㎡を超え10,000㎡までの部分 $5,000 \div 20 \times 1/4 = 62$ 台
 10,000㎡を超える部分 【上限】 0 台
 合計 212 台



駐輪場の台数は、近年の利用実態等に合わせた台数とします。

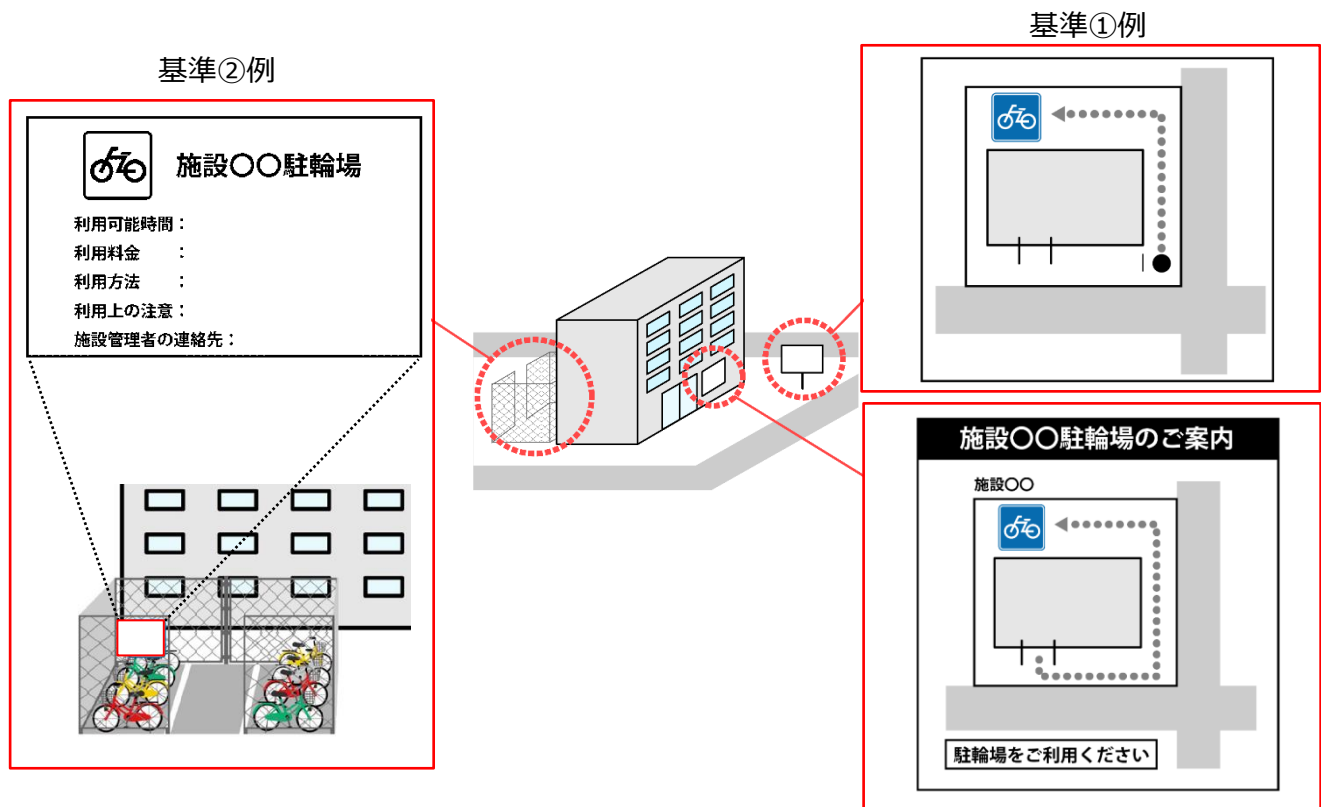


項目2 設置場所及び案内

附置義務駐輪場が利用しやすくなる取り組みとして、位置及び利用方法の表示を明確化することにより、駐輪場の認知度の向上を図り、利用を促進します。

【基準】

- ① 附置義務駐輪場の位置及び経路を示す表示板を、施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置する。
- ② 附置義務駐輪場の設置者又は管理者の連絡先及び供用時間、駐車方法その他の利用方法を記載した表示板を場内に設置する。
- ③ 附置義務駐輪場の出入口付近に日本産業規格Z8210号の自転車の図記号を記載した標識を設置する。
- ④ 施設出入口付近から附置義務駐輪場の出入口が視認出来ない場合は、施設出入口から附置義務駐輪場への経路上の施設敷地内に矢印表示等の利用者を誘導する表示を設置する。

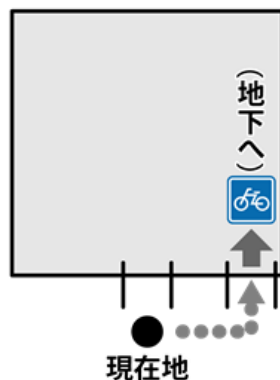


基準③例

基準④例



(日本産業規格Z8210)



項目3 車種別の台数割合（変更）

近年の自転車とバイクの利用実態に合わせ、車種別の台数割合を見直します。

◆ 車種別の台数割合（変更）

【現行】

種別	台数割合
自転車	義務付け台数の 50%
原動機付自転車	義務付け台数の 40%
自動二輪車	義務付け台数の 10%



【見直し後】

台数割合
義務付け台数の 90%
義務付け台数の 5%
義務付け台数の 5%

附置義務駐輪場条例の見直し案に対するご意見をお寄せください

市民の皆様からのご意見を募集しています。より良い内容としていくため、ぜひご意見をお寄せください。

【募集期間】

令和3年5月24日（月）から令和3年6月23日（水）【必着】

【ご意見の提出方法】

見直し案に対するご意見のほか、①住所、②氏名（団体の場合は①所在地、②名称・代表者の氏名）をご記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- 1 郵送のあて先 : 〒980-8671 仙台市役所道路管理課
(郵便番号と宛名だけで届きます)
- 2 ファクス : 022-227-2614
- 3 電子メール : ken010160@city.sendai.jp
- 4 電子申請フォーム : (詳細はページ下部のホームページをご覧ください)

※障害などの理由により、上記の提出方法によることが難しい場合は、可能な提出方法についてご相談ください。

※ 1 ~ 3 の場合には任意の様式により提出ください。

【資料の閲覧・配布場所】

- ・市民のへや、市政情報センター（市役所本庁舎1階）
- ・建設局道路部入口（市役所本庁舎6階）
- ・宮城野区・若林区・太白区情報センター
- ・各区役所及び総合支所の案内窓口

【提出いただいたご意見の取扱い】

- ・提出いただいたご意見は、個人が特定できない内容に編集し、ご意見に関する市の考え方と併せて、市ホームページで公表します。
- ・いただいたご意見について個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・ご記入いただいた個人情報は、本意見募集の目的の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

【仙台市ホームページ】

- ホーム▶パブリックコメント▶附置義務駐輪場条例の見直し案
- <https://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/kotsu/jitenshataisa/ku/public-comment2.html> (R3.5.24~)



(R3.5.24~)

附置義務駐輪場条例の見直し案

令和3年5月

仙台市 建設局 道路部 道路管理課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL : 022-214-8371